

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成18年4月28日

京都市会議長 卷 野 渡

京都市会規程第1号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第3条中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

(市会事務局政務調査課)